毎週火・金曜日発行

山口県報

令和３年
12月21日
（火曜日）

目次

○告示
保安林指定の解除（周南市）（森林整備課）……一
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……一
道路の区域の変更（道路整備課）……一
道路の供用の開始（道路整備課）……二
土砂災害警戒区域の指定の解除（十五件）（砂防課）……二
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……六
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（十五件）（砂防課）……八
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……一二
道路の位置の指定（建築指導課）……一四
○公告
指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧（自然保護課）……一四
公共測量の実施（監理課）……一四
公共測量の実施の終了（監理課）……一四
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……一五
○人委規則
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……一五
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……一五
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……一六

告示

山口県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除保安林の所在場所
周南市大字湯野字京羅堂一一二二四の三から一一二二四の六まで

二　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三　解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第三百七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

東和町東部加入区　白木加入区　橘加入区　上関加入区
周南市東部加入区　山口市加入区　山陽小野田市加入区　下関市東部加入区
彦島加入区　豊浦町加入区　萩市中部加入区

山口県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　一般国道
路線名　四三七号
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
大島郡周防大島町大字久賀字竪小路西四四三八の一地先から同郡同町同大字字中辻北五一二四地先まで	旧	最狭　六・七 最広　一五・一	七三〇・〇	
	新	最狭　一一・七 最広　二四・九	七三〇・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四三七号	大島郡周防大島町大字久賀字竪小路西四四三八の一地先から同郡同町同大字字中辻北五一二四地先まで	令和三年十二月二十一日

山口県告示第三百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　豊田町殿居㈠⑼
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百五十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　豊北町粟野㈠㉞
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとお

り解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
彦島江の浦町㈠(22)、彦島緑町㈠(7)

二　解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
阿東徳佐上㈠(4)

二　解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
須佐㈠(40)

二　解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和元年山口県告示第百十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
山田㈠(42)

二　解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十六年山口県告示第二百号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　惣社町㈠⑵
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　河内㈠⒇
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　阿品㈠⑾、小瀬㈠㊺、砂山町㈠⑶、南岩国町㈠⑹
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和元年山口県告示第七十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　南岩国町㈠⑺
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部

河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　中島田㈠⑺、中島田㈠⑻
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　大嶺町北分㈠⑵⑷、於福町上㈠⑵⑵
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　小野田㈠⑿
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百八十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　西安下庄㈠⑽
二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称

長島㈠㉘

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　区域の名称

彦島江の浦町㈠㉒、彦島緑町㈠⑺、豊北町粟野㈠㉞、豊田町殿居㈠⑼

二　区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称

阿東徳佐上㈠⑷

二　区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称

須佐㈠㊵、山田㈠㊷

二　区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称

惣社町㈠⑵

二　区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建

設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　河内㈠㉚
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　阿品㈠⑾、小瀬㈠㊺、砂山町㈠⑶、南岩国町㈠⑹、南岩国町㈠⑺
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　中島田㈠⑺、中島田㈠⑻
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　大嶺町北分㈠㉔、於福町上㈠㉒
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　小野田㈠⑿
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　西安下庄㈠⑽
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　長島㈠㉘
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備

え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十五号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第二十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

　令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　豊田町殿居㈠(9)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
　（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十六号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百五十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

　令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　豊北町粟野㈠(34)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
　（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十七号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

　令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　彦島江の浦町㈠(22)、彦島緑町㈠(7)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
　（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十八号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百六十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

　令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　阿東徳佐上㈠(4)
二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除に係る区域の名称

須佐(一)(40)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和元年山口県告示第百二十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除に係る区域の名称

山田(一)(42)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十六年山口県告示第二百一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除に係る区域の名称

惣社町(一)(2)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除に係る区域の名称

河内㈠(30)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称

阿品㈠(11)、小瀬㈠(45)、砂山町㈠(3)、南岩国町㈠(6)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和元年山口県告示第七十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称

南岩国町㈠(7)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百二十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称

中島田㈠(7)、中島田㈠(8)

二　解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百十二号）により指定された区域についての指定を次の

とおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　大嶺町北分(一)(24)、於福町上(一)(22)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　小野田(一)(12)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百八十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　西安下庄(一)(10)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　解除に係る区域の名称
　長島(一)(28)
二　解除に係る区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百十号

　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

　令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　区域の名称
　彦島江の浦町㈠(22)、彦島緑町㈠(7)、豊北町粟野㈠(34)、豊田町殿居㈠(9)
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　阿東徳佐上㈠(4)
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　須佐㈠(40)、山田㈠(42)
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　惣社町㈠(2)
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　河内㈠(30)
二　区域の範囲
　次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
　阿品㈠(11)、小瀬㈠(45)、砂山町㈠(3)、南岩国町㈠(6)、南岩国町㈠(7)

二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
中島田㈠(7)、中島田㈠(8)
二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
大嶺町北分㈠(24)、於福町上㈠(22)
二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
小野田㈠(12)
二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
西安下庄㈠(10)
二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

一　区域の名称
長島㈠(28)
二　区域の範囲
次の図のとおり
三　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
四　建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定年月日
光市浅江三丁目三六三四の一	四・〇～四・五	四七・四	令和三、一二、七

公告

（二六一） 指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧

山口県希少野生動植物種保護条例（平成十七年山口県条例第八号）第五条第一項の規定により、指定希少野生動植物種を指定したいので、同条第三項の規定により、当該指定の案を次のとおり縦覧に供します。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定希少野生動植物種の指定の案

指定しようとする希少野生動植物種の種名	指定希少野生動植物種として指定しようとする理由
イシドジョウ（ドジョウ科）	種の存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ないこと、過度の捕獲、生息の環境の悪化等その種の存続に支障を来す事情があり、かつ、特にその種の保護を図る必要があると認めるため
ギフチョウ（アゲハチョウ科）	種の存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ないこと、過度の捕獲、生息の環境の悪化等その種の存続に支障を来す事情があり、かつ、特にその種の保護を図る必要があると認めるため

二　縦覧場所

山口県環境生活部自然保護課、各農林水産事務所及び山口県下関農林事務所

三　縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年一月四日まで

（二六二） 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二　作業の地域

岩国市保津町一丁目及び保津町二丁目

三　作業の期間

令和三年十二月六日から令和四年五月三十一日まで

（二六三） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二　作業の地域

岩国市藤生町

三　作業の期間

令和三年九月十六日から同年十一月二十二日まで

（二六四） 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年十二月二十一日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　開発区域に含まれる地域の名称
下松市美里町一丁目

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市美里町三丁目九番六号
株式会社スマイエ

人事委員会

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山　口　県　人　事　委　員　会

山口県人事委員会規則第十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において六日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間

第十二条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山　口　県　人　事　委　員　会

山口県人事委員会規則第十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九　会計年度任用職員（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、その任期が六月以上のもの又は六月以上継続勤務しているものに限る。第十二号及び第十三号において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において五日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十）を乗じて得た時間以内の期間）

十　六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合　出産の日までの申し出た期間

十一　女子の会計年度任用職員が出産した場合　出産の日の翌日から八週間を経過する日までの期間（産後六週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

十二　会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　当該出産に係る入院等の日から当該出産の日後二週間を経過する日までの間における二日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に二を乗じて得た時間以内の期間）

十三　会計年度任用職員の妻が出産する場合で、その出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日まで

の期間内において、当該出産に係る子（条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第三号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内において五日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、一の年度において一日当たりの勤務時間数に五を乗じて得た時間以内の期間）

第十二条第二項中第一号及び第二号を削り、同項第三号中「（条例第三条第三項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第四号を第二号とし、第五号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項中「前項第六号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「（第十号及び第十一号を除く。）」を加え、「（第一号及び第二号を除く。）」を削る。

第十四条中「第二項第六号ロ」を「第二項第四号ロ」に改める。

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　学校職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において六日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間

第十三条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十一日印刷
令和三年十二月二十一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事